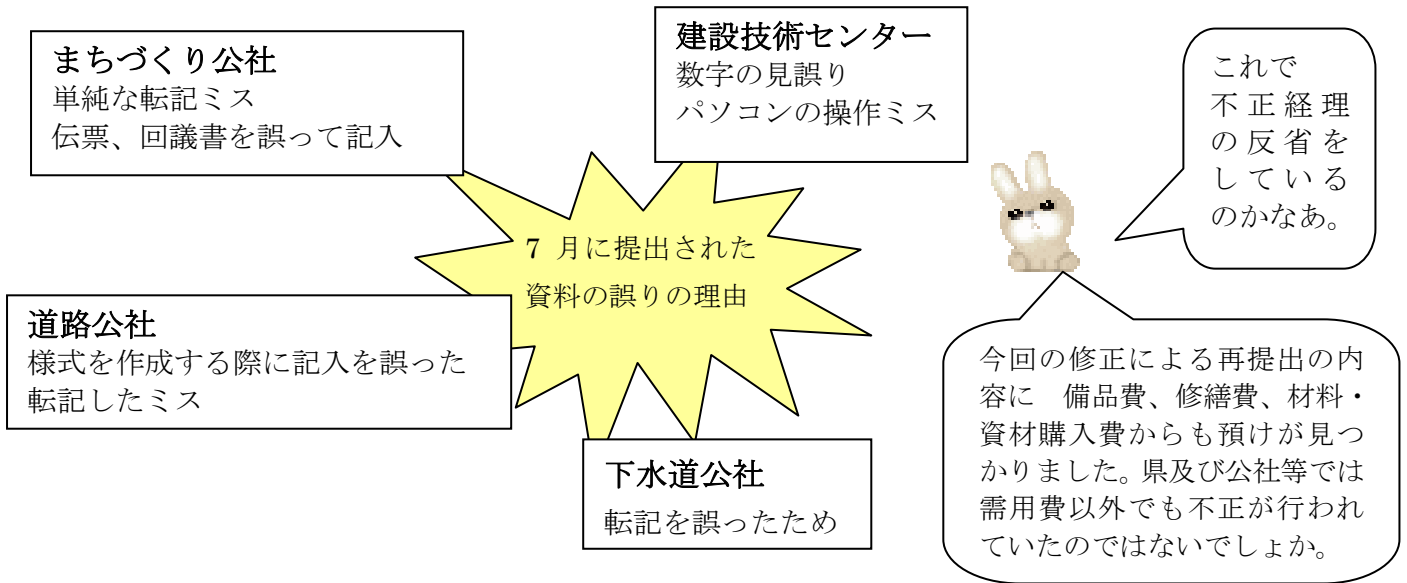


新たな組織的かつ不適正な問題④

～ 県土整備常任委員会（公社等外郭団体の不正経理について）～

閉会中の7月27日の県土整備常任委員会にて公社等外郭団体の不正経理についての継続審議が行われましたが、提出された資料に非常に多くの誤りがあり、再度資料の提出が行われ、8月20日に再度常任委員会が開催されました。

また、公社等外郭団体の（財）千葉県まちづくり公社・（財）千葉県建設技術センター・千葉県道路公社・（財）千葉県下水道公社・千葉県住宅供給公社の各理事長が参考人として出席しました。



【千葉県住宅供給公社の理事長より】7月27日に参考人招致されなかったため 今回招致され不正経理について説明がありました。（単位：千円）

主管する課名	調査対象額	不適正（支出ベース）		突合できなかった		プール金
		額	%	額	%	
県土整備部住宅課	2,609	0	0	1,329	50.9	0

業者が帳簿提出を拒否しているため、突合できない。理由は非常に小さな会社で整理された帳簿を持っていないため 出すことができない。

財団法人千葉県まちづくり公社財務規程

- 第9条1： 公社の業務に関する取引については、取引発生の都度、収入調査書、支出負担行為書、振替回議書、その他証拠書類に基づき、会計伝票を発行する。
- 2： 会計伝票は、収入伝票、支出伝票、及び振替伝票である。
- 第65条： 流動資産、有形固定資産、物品の購入及び修繕については、理事長の指定する職員が検収し、検収調書を作成し、理事長の決済を受けなければならない。ただし、契約金額が100万円を越えないものについては、担当職員が検収し、請求書又はこれに代わるべき書類に検収済みの旨を付記し、検収書類の作成を省略することができる。

川本さんの請求によって提供された伝票類と発行順
見積書 → 調達回議書 → 請求書 → 支出回議書 → 支出伝票

[まちづくり公社理事長]



第 65 条に『検収済の旨を付記する』とあるのですが、これが見当たらないのですが、どこかにありますか。

過去の税務調査におきまして、税務署員から請求書には一切の追記をしないことが望ましいと指導によりまして、請求書を台帳に貼りまして、台紙に確認済み印の表記と記名をすることにしておりました。

これは提供されていません。

県庁はじめ他の公社等議各団体でも請求書に確認済みの旨を付記しています。

この請求書、6品あるのですが、これが全額預けになっています。検収はしている。何故 こういうことが生じたのですか。その要因は何ですか。

預けにつきましては、事務担当者のコンプライアンスの意識の希薄さと発注者としての納入業者さんへの甘えの原因だというふうに考えております。



昨日、秋田県庁に参りまして、90年代50億円の職員返還金の秋田県の方からお話を聞いてきました。『今はどうですか?』と聞きましたら、『不正とか、不適正経理をする時に、職を賭してまでやれる職員はいない。』『処分はどうですか。』『前年度納入、後での納入そのことも含めて、それをたまたま手違いでやったとしても懲戒処分処理することを秋田県庁ではやっている』



「職員も 業者も、意識が違う。」とも言ってみえました。不正経理で生じた県民への損額約50億円を職員で返還という厳しい処分、さらに対策としての厳しい処分（職員だけでなく、業者も取引停止）が おのずと 千葉県とは意識が違うと思います。「意識が違う」そう言われた言葉に「不正は絶対にしない」という自信を感じました。

[千葉県建設技術センター]



見積り日と調達回議書の起案日が同じ日付、請求書日と支出回議書の起案日、あるいは、支出伝票の起案日が同じ日というのが相当多くあります。(中略) 検収された人の日付と請求書の手書きで書いた月日、これが筆跡同じですよ。(中略) このへんは実際に合わせてされるのかどうかお伺いしたいです。」

ご指摘のように 日付の一部につきまして・・・しているものがあるというふうに認識しております。今後はこのようなことが無いようにきちんと処理してまいります。

[川本さんが提案した 再発防止策]

県でも問題になったような帳簿の保存期間、それを5年とか7年とか そうした形にすべきではないか。

透明性と説明責任ということから できるだけ取引の実体を公表するという事とか、取引が多ければ県と同じような形で集中調達システム、あるいは、電子システム的なものを採用するとか そうしたものをきちんと考えるべきではないかと思ひます。

公社等外郭団体の状況を見まして、平成14年7月の公社改革の基本姿勢の中で、トップの人事も含めて、県からの人的支援を原則無くすということが必要だなと思ひます。

税法上の帳簿の保存期間は7年です。それに比べると3年の保存期間は短すぎます。また、今回の答弁を聞いていまして、この人がこの団体の理事長にふさわしいと思えないような方もいます。県役員からの天下り問題、しっかりと監視する必要があります。

